

本市は、これまで、PDCA の「マネジメントサイクル」の視点で、**民間事業者を効率的・効果的に活用し、良質かつ安全な公共サービスの提供を実現するための取組**を進めてきました。一方で、民間活用の多様化と、それに伴う具体的な導入スキームの複雑化・高度化や、当面の人口増加に伴う需要への対応と将来的に訪れる人口減少の局面等に対応するためには、民間事業者をより**最適な公共サービス実現のための重要なパートナーとして再認識**し、地域社会の課題解決につながるよう、一層の市民サービスの向上に向けた**幅広い民間活力の活用方策を検討する必要があります**。今後、行財政改革第2期プログラムに位置付けた改革課題を着実に実行するため、**民間事業者とのパートナーシップに基づく市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたしきみ等を構築**し、最適な公共サービスの提供につながる民間活用の取組を推進します。

1 これまでの民間活用の主な取組

(1) PPP (官民連携パートナーシップ事業)・PFIによる施設整備

PFI 導入施設数 7 施設 (H30.7 現在) ※PPP 案件は除く



(2) 指定管理者制度の活用

導入施設数 212 施設 (H30.7 現在)

- レクリエーション・スポーツ施設… 余熱利用施設、長方形競技場（富士見公園）、スポーツセンター
- 産業振興施設…………… 産業振興会館、新産業創造センター、南部市場、コンベンションホール
- 基盤施設…………… バーベキュー広場、生田緑地ゴルフ場、緑ヶ丘公園、自転車等駐車場
- 文教施設…………… シンフォニーホール、藤子・F・不二雄ミュージアム、八ヶ岳少年自然の家
- 社会福祉施設…………… こども文化センター、老人いのいの家、リハビリテーションセンター、特別養護老人ホーム など

(3) その他の民間活用



2 課題認識

(1) 国や他都市の動向

● PFI 法改正による制度の充実

民間事業提案の制度化 (H23)、コンセッション方式（公共施設等運営権制度）の導入 (H23)、PPP/PFI 優先的検討規程の整備 (H27)

● 諸法令の改正による民間活用に関する制度の充実

都市公園法・都市計画法の改正による公募設置管理制度（Park-PFI）の創設、港湾法の改正による官民連携国際旅客船（クルーズ船等）受入促進協定制度の創設

● 先進的自治体の取組

- ・ **横浜市「共創フロント」**
→ 横浜市共創推進室がワンストップ窓口となり民間事業者からの提案を受け、実現に向けた検討や調整を行うしきみ
- ・ **さいたま市「提案型公共サービス公民連携制度」**
→ 民間事業者からのコストやサービスの質に優れた提案を事業化し、質の高い市民サービスの提供を目指す制度
- ・ **福岡市「福岡 PPP プラットフォーム」**
→ 他都市の事例研究、異業種間のネットワークの形成、個別事業に関する情報提供と意見交換などをテーマとして、民間企業が参加するセミナーを継続的に展開する「常設の場」を設置

(2) 民間事業者とのパートナーシップの深化の必要性

- この間、多くの業務・事業について、民間事業者と連携した取組を進めてきたが、より一層のサービスの質や安全性の向上に向けて、「質の高い市民サービスをともに提供していく」といった、**公民の連携の意義を再認識するとともに、「社会的な課題をともに解決するパートナー」として互いの持つ強みを引き出していく**ことが必要である。
- **市内経済活性化の観点**に加え、**民間事業者との連携のすそ野を広げる**ために、ノウハウや意欲を有する**市内の地元企業や各種団体との連携を深めていく**必要がある。

(3) 民間事業者のノウハウの最有效地活用に向けたしきみの構築の必要性

- 民間事業者と連携した取組を進める際に、行政が気づかない問題の発掘や価値の創造など、民間の能力や創意工夫を最大限に發揮させるために、**民間事業者の意見を広く取り込む工夫と姿勢が必要**である。
- 民間事業者から優れたアイデアの提案があった場合、そのノウハウを課題解決へつなげていくルールやプロセスを明確にするとともに、ベストな連携手法かどうかを総合的に判断したうえで、市民サービスの向上に十分に活かしていくなど、**民間のノウハウの最有效地活用に向けたしきみを構築する**必要がある。

(4) 職員一人ひとりのモニタリングの意識の向上や手法の構築の必要性

- 民間活用の取組において、民間事業者を選定するまでのプロセスに加え、事業開始後の事業者のモニタリングや、不測の事態が生じた場合の対応などについて、**職員一人ひとりのモニタリングの意識の向上や手法の構築等を行っていく**必要がある。

3 今後の取組の方向性

民間事業者とのパートナーシップに基づく市民満足度の高い行政サービスの提供に向けたしきみ等の構築に向け、民間事業者との対話を進めながら、主に以下の取組を推進する。

(1) 民間事業者との「対話」によりパートナーシップを深めるための「窓口」と「ネットワーク」の機能強化

→ 民間事業者からの優良な提案を積極的に促すための「窓口」のあり方の検討、民間事業者との交流を推進する「ネットワーク」形成の検討

(2) 民間事業者のアイデアやノウハウを市政に生かすしきみの構築

→ 「マーケットサウンディング調査」の制度化の検討、民間事業者による提案制度の検討

(3) 民間事業者が提供するサービスの維持・向上に向けた取組の推進

→ 職員向けのモニタリング力強化に向けた研修会・指定管理者との交流会の開催の検討、制度所管によるモニタリングの実施の検討、指定管理者とのサービス水準を維持・向上するための協約手法の検討

(4) 民間活用の一元的な推進

→ 民間活用の総合調整に加え、公有財産の有効活用や包括連携協定の運用と有機的に連携した取組を推進

4 今後のスケジュール

